

# まえがき

このテキストは、公益法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下、日山協と記す）自然保護指導員活動に向けた基本的な情報をまとめた冊子である。現在すでに自然保護指導員の活動をしている方々、或はこれから自然保護指導員を目指している方々に、自然保護指導員の基本事項について情報を提供することを目的に作成したものです。本テキストを、研修会や自己研鑽の材料として大いに活用されることを期待します。

## 第一章 自然保護指導員制度

### 1.1 山岳団体としての環境活動

日山協の定款に謳っている条文として、第三条「目的」の項に「わが国の山岳スポーツを統轄する団体として・・・中略・・・安全と環境に配慮した正しい登山を指導普及し、もって国民の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。」とある。「団体として」「環境に配慮した正しい登山の指導普及」「国民の心身の健全な育成に寄与」という点で自然保護委員会の責務を負うことになる。また、第四条「事業」の（５）の項に「山岳自然保護の推進」とある。

#### 定款 抜粋

##### 目的及び事業

##### 【目的】

第3条 この法人は、わが国の登山界の統轄に関する事業を行い、これを代表する団体として、安全登山と環境および山岳文化に配慮した登山の普及振興を図り、もって国民の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

##### 【事業】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

##### 登山の普及振興

山岳スポーツに関連する競技会等の開催

山岳スポーツの競技力向上及び普及

登山及び山岳スポーツに関連する指導者及び競技運営員の養成及び資格認定

山岳遭難の予防と遭難対策に関する調査研究と指導及びこれに付随する事業

##### 山岳自然環境保護の推進

海外登山の啓発及び指導と国際交流

事業の推進に資するため、物品等の販売事業

その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、**本邦及び海外**において行うものとする。

自然保護委員会は公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下、日山協）にあって、「**山岳自然環境保護の推進**」を専らの活動とするものであるから、公益法人の意味も踏まえ、社会にどの様に貢献して行くか、また統括団体として加盟団体（47都道府県＋アルファ）に向けどの様にリードして行くかの点で、責任と義務が生じる。

日山協は登山とスポーツクライミングを両輪としているが、我々の活動の主軸は登山で、山岳自然を活動フィールドにするとの解釈には違うところはない。定款にある責務は、山岳自然の保護の推進とともに、団体の目的とする「国民の心身の健全な育成」面から「山岳自然とのふれあい」とか「山岳自然の上手（適正）な利用」といった面が含まれている。

自然公園法の目的に、「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。」とあり、自然環境の保護と利用の両立を謳っている。このことから、山岳という自然フィールドを持続的に利用してその恩恵を享受しようとする登山団体にとっては、保護と利用の両面が一体的に求められるのである。

日山協が加盟する国際的組織の動きも決して見逃がせないところである。スポーツクライミングがIFSCに分離独立（2007年）して、UIAAは登山に特化した国際団体となっている。この2つの国際組織に対し、両方に加盟して登山とスポーツクライミングの両方を標榜する各国団体が多く、日山協もそのひとつである。自然とか環境の視点でこれら2つの団体をみても、UIAAにMountain Protection Commission (MPC) との名称の委員会がある。平成22年の50周年記念事業の国際環境フォーラムに来日講演した、リンダ・マクミラン女史は当時President of Conservation commissionの肩書であったが、その委員会自体は現在では改組され名称がなくなった。ちなみに、リンダ女史は現在ではPresident of Mountain Protection Commissionとなっている。要は「自然を護る」という抽象的なものでなく、「山を護る」という具体的な活動に結び付けることがミッションと捉えることが出来る。

UIAAで認識している山岳自然の課題を挙げると

- 1) 生物多様性の衰退  
(森林破壊・過放牧・過度な焼き払い、動植物種・浸食・表土流亡・原生の減退)
- 2) 地上景観の異常変化  
(採鉱・水力発電・道路・鉄道・鉄塔・通信塔・スキー場・観光開発)
- 3) 気候変動と公害  
(水質汚染・空気汚染・騒音公害、排泄物)
- 4) ダメージを受けやすい地域や場所の過剰利用  
(観光を含む入域者の増加に伴う自然の劣化)

## 1.2 日山協の山岳自然保護活動

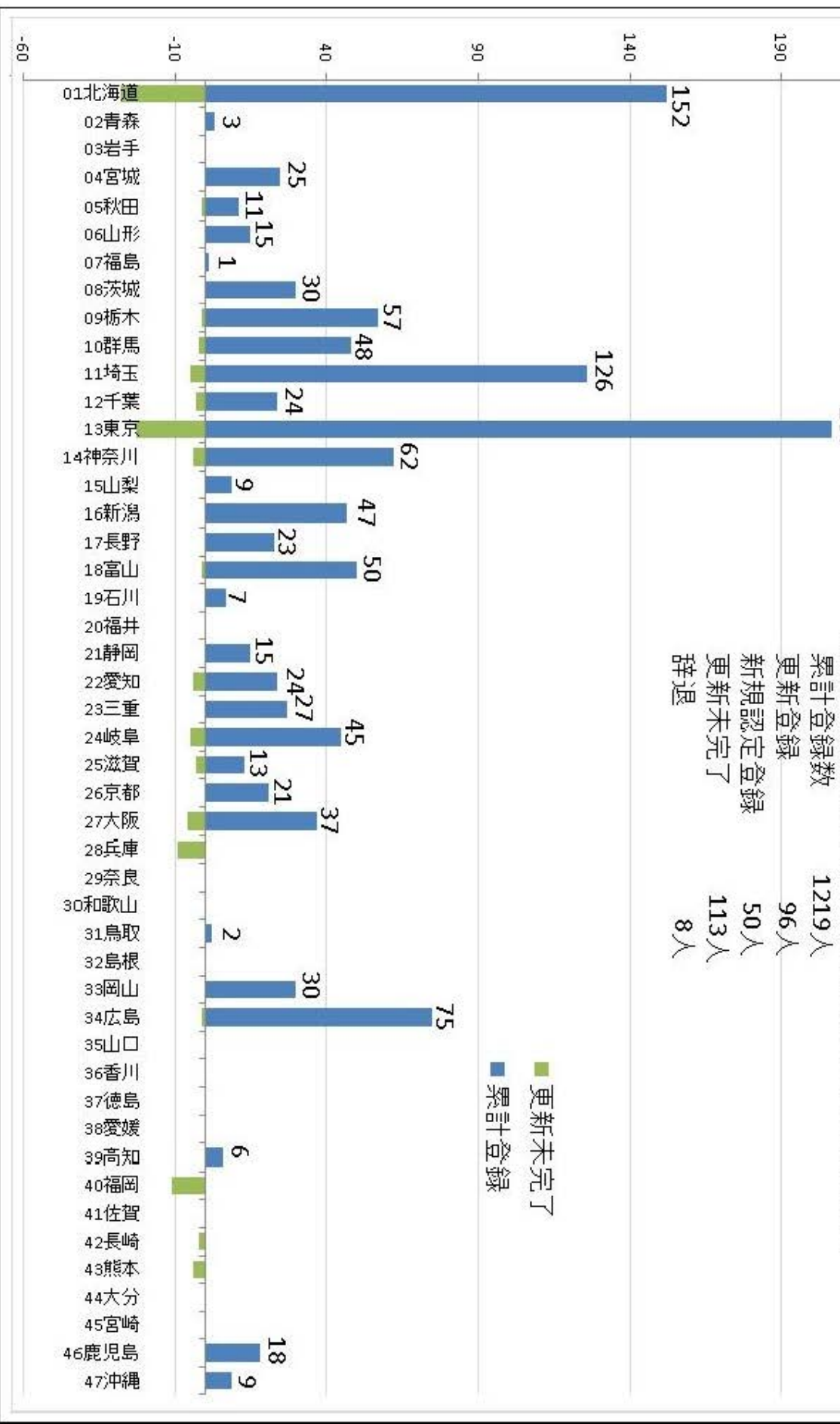
日山協では自然保護委員会のもと、山岳自然保護の重点活動として、自然保護指導員制度を運営している。

この自然保護指導員制度は、もともと環境省で行っている自然公園指導員制度の民間活動版として日山協が昭和61年（1986年）から実施してきたものである。環境省の自然公園指導員は自然公園法を適用される自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）を活動地域としているところ、日山協の自然保護指導員は特に定めるところがなく国内の登山の対象となるあらゆる山岳地で活動が行われている。

昭和41年に「自然公園指導員」と改称された環境省の指導員制度ではあるが、昭和50年6月の環境庁（当時）にて自然公園指導員増員に伴う会議で日山協は30名の割り当てを受けていたところ、増員を申し入れたが「山岳関係者の熱意はありがたいが、他関係機関との均衡上増員枠はない」と回答をうけたことから、昭和54年度の委員総会から日山協として、全国的に統一した指導員制度を設けるべきとの要望もあり、委員会としては制度の制定にむけて検討に入っていた。各岳連のなかには独自で指導員を認定し活動しているとの報告もあった。環境庁の回答をうけて、日山協独自の指導員制度を採用するべきとし、昭和61年4月1日付「自然保護指導員規程」を理事会で承認をうけ施行されることとなった。

この日山協「自然保護指導員」は自然保護憲章の精神に則り、全国山岳地域の貴重な自然環境とともに、登山の楽しさを後世に伝えるため、各都道府県加盟団体から推薦を受け、日山協会長が認定・登録するとしたものです。自然保護指導員は現在1,219名（H29.8）の登録を受け全国で活躍中（詳細は次のグラフの通り）です。

平成29年度自然保護指導委員登録状況(H29.8.20現在)



## 1.3 自然保護指導員制度の概要

### (1) 制度

昭和61年（1986年）4月「日山協自然保護指導員制度」が施行される。

全国で1,277名が登録。（2016.8）現在）

### (2) 資格

公財）日本体育協会公認スポーツ指導者（アルパインクライミング）

又は、自然観察等に造詣が深く、自然保護に理解がある者

### (4) 委嘱

所屬岳連加盟協会の推薦 ⇒ 自然保護委員会の審議 ⇒ 所屬岳連理事会の承認 ⇒

所屬岳連会長が日山協に推薦 ⇒ 日山協常務理事会で承認

### (5) 委嘱の期間

年齢制限なし 任期は5年間、5年ごとの更新

年度ごとの認定。途中については認定日から起算して3月31日までの期間を1年とする。

### (6) 資格の喪失（解職）

1 自然保護関係法令に違反する等自然保護の精神に反する行為をしたものと認められる者

2 日山協又は所屬岳連の定款諸規定に違反した者

3 登録の更新を行なわなかった者

### (7) 任務留意事項

指導員は、山岳環境の現状について必要に応じ、その状況を関係機関に報告する。

### (8) 更新

任期満了前（5年目）の3月15日までに日山協会長に申請する。

任期満了前に申請を受付 ⇒ 各岳連（岳協）自然保護委員会で審査 ⇒

岳連（岳協）代表の承認し、日山協に申請 ⇒ 日山協常務理事会で承認 ⇒ 登録

更新手続き費用 2000円納付 後日 日山協より事務経費500円が県岳連に還付される。

### (9) 新規 随時受付

所屬団体（クラブ等）の推薦 ⇒ 各岳連（岳協）自然保護委員会で

審査⇒各岳連（岳協）代表の承認し、日山協に申請 ⇒ 日山協常務理事会で承認 ⇒ 登録

新規登録料 4000円（登録料 2000円、腕章代2000円）を納入する。

後日 日山協より事務経費500円が各岳連（岳協）に還付される。

### (10) 基準規程等

1 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会自然保護指導員規程

2 公益社団法人日本山岳スポーツクライミング協会自然保護指導員規程取扱細則

## 1.4 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会自然保護指導員規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「日山協」という。）は、自然保護憲章を尊重し、登山者の立場で山岳地域の自然環境を永く後世に引き継いでいくことを目指し、その保全と保護を推進するため自然保護指導員（以下「指導員」という。）の制度を設ける。

(資格)

第2条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちで都道府県山岳連盟又は協会（以下「所属岳連」という。）会長が推薦し、日山協会長が認定・登録した者とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者（アルパインクライミング）
- (2) 自然観察等に造詣が深く、自然環境保全のため指導又は啓発活動ができると認められる者

(責務)

第3条 指導員は 活動中は常に登録証（様式第1号）を携帯及び腕章（同第2号）を又はワッペン（同第3号）を着用し、山岳自然環境の状況把握に努めるとともに、必要に応じ所属岳連の構成員又は一般登山者に自然環境の保全等について協力を求めるものとする。

2 指導員は、日山協及び所属岳連が実施する講習会・研修会等に参加し、自然環境保全等に関する知識・技術の研鑽に努めるものとする。

3 指導員は、山岳環境の現状について必要に応じ、その状況を関係機関に情報提供するものとする。

(登録)

第4条 指導員は、日山協に登録されることにより、その資格を生じる。

2 指導員の登録の手続き及び登録料は、別に定めるところによる。

(登録更新)

第5条 指導員は、原則として5年毎に登録更新を行うものとする。但し、第1回目の登録更新に当たっての期間の計算は、指導員認定の日から最初の3月31日までの期間を1年として計算する。

2 更新の時期は、5年毎の4月1日とする。

3 更新の手続き及び更新料については、別に定めるところによる。

(資格の喪失)

第6条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する等、指導員として相応しくないと日山協会長が認め、常務理事会が承認したときには、その資格を喪失する。但し、指導員が死亡したときは本文の規定にかかわらず、死亡をもって資格を喪失したものとみなす。

- (1) 自然保護関係法令に違反する等自然保護の精神に反する行為をしたものと認められる者
- (2) 日山協又は所属岳連の定款諸規定に違反した者
- (3) 登録の更新を行わなかった者

(規程の改廃)

第7条 この規程は、日山協理事会で改廃することができる。

付 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

平成17年11月14日、第5条の一部改訂

平成20年4月1日から施行する。

平成26年5月20日から施行する。

平成29年9月14日から施行する

## 1.5 公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会自然保護指導員規程取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会（以下「日山協という。」）の自然保護指導員規程（以下「規定」という。）に基づく自然保護指導員（以下「指導員」という）の認定及び登録手続き等を定めることを目的とする。

(推薦)

第2条 都道府県山岳連盟（山岳協会）（以下「所属岳連」という）会長は、規程第2条に定める指導員の推薦を行うとするときは、指導員認定推薦申請書（様式第1号）に第6条に定める登録料を添えて、日山協会長に提出するものとする。

(認定)

第3条 日山協会長は、所属岳連会長から指導員認定推薦申請書を受領したときはその内容を審査し適格であると認められるときは、日山協常務理事会に諮り指導員に認定する。

2 前項の規程により指導員として認定したときは、その旨を規程第3条に定める登録証及び腕章を添えて所属岳連に通知するものとする。

3 前2項にかかる審査事務は、日山協自然保護委員会（以下「委員会」という。）が処理する。

(登録)

第4条 日山協会長は、指導員として認定したときは指導員認定台帳（様式第2号）に登録番号・生年月日・氏名・性別・住所・所属団体名その他必要事項を記載するものとする。

2 登録番号は、所属岳連毎に所属岳連のコード番号及び認定順の一連番号の組み合わせとする。登録番号の設定は、委員会が担当する。

(登録更新)

第5条 所属岳連会長は、登録更新を要する指導員について、指導員登録更新申請書（様式第1号）に所定の登録更新料を添えて、期間満了前の3月15日までに日山協会長に申請するものとする。

2 登録更新の事務は、第3条の規定に基づき行うものとする。但し、更新者については日山協常務理事会の審議は省略できる。

3 日山協自然保護委員会は、審査の結果更新が適当でないと認められる者があったときは日山協常務理事会に諮り更新の可否を決定する。

4 更新時の登録番号は、最初の登録に用いた番号を継続使用する。ただし、指導員が所属岳連を移動したときは、この限りではない。

(登録料)

第6条 指導員規程第4条に定める新規登録料は、4,000円とする。但し、登録料の内500円については、所属岳連の事務費として還付するものとする。

(登録更新料)

第7条 指導員規程第5条に定める登録更新料は、2,000円とし、うち500円を取扱い事務費として所属岳連へ還付する。

第8条 紛失汚損等に伴う登録証の再発行は1,000円とする。

(規定の改廃)

第9条 この細則は、日山協理事会で改廃することができる。

付則 この細則は、平成2年7月12日から施行する。

付則 この細則は、平成11年4月1日改正。

付則 この細則は、平成17年11月14日から施行する。

付則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

付則 この細則は、平成26年5月20日から施行する。

付則 この細則は、平成29年9月14日から施行する。

## 1.6 自然保護委員会の活動

### 1. 山のごみ処理問題について

昭和 54 年度委員総会（9 月 1 日開催）で「ごみ箱の撤去」について日山協名で各都道府県関係団体に呼び掛けてはどうだろうと意見が出された。その後、委員総会の都度「山のごみ問題」では意見交換がなされている。

岳連のなかで、委員会は二次的、三次的な存在と見られがちである。ごみ拾いばかりしていないでもっと変わったことをやったらどうかと言われているのが現状である。マナー化と思っていない、現実には山からごみが無くなっていないからである、との発言もあった。「ごみ拾い」から「ごみの持ち帰り」へと指導を転換させたが、PR 方法として日本短波放送の山岳気象のなかに「山に入ったらごみは持ち帰ろう」と呼びかけてはどうか、担当の遭難対策委員会と話し合ってはどうか、の意見もでた。清掃登山は各岳連とも環境月間を中心として定着してきている。行政とタイアップして活動している各岳連の報告もある。

「ごみ拾いの清掃登山」から「ごみの持ち帰り運動」へ、そして山頂、登山道からの「ごみ箱撤去」の呼びかけは、自然公園から街の公園広場まで「ごみ箱撤去」は、大きな流れとなっている。

### 2. 山のトイレ問題について

昭和 57 年度委員総会（10 月 30 日開催）で山の尿尿処理問題について「今後発展する問題として見逃せない。登山者側だけでは解決できないことであり、行政側や専門家による討論に関心を持つべきであり、行政への働きかけを日山協でしてほしい」と意見が出された。

昭和 61 年度委員総会（11 月 8 日開催）では、「山における尿尿処理問題」も提案が今年で 5 回目となるが、関連する諸問題が多岐多様にわたる為、速に何らかの取り決めをすることは大変困難なことで、その一つとして「水質汚染（浄化）対策運動について」1 項から 4 項にわたる内容が提案され、委員総会、委員会で検討を重ねた。

平成 3 年度委員総会（11 月 9 日開催）で採択され成文化した「山岳等自然域におけるトイレの整備について」は日山協内の手続きを踏んで平成 4 年(1992 年)5 月 25 日付けで環境庁自然保護局長あて要請書を提出し、関係出版社にも依頼文を提出した。

なお、平成 4 年度委員総会で検討し採択された「谷川岳肩の小屋の再建についての陳情書」は平成 4 年（1992 年）11 月 6 日付けで委員総会における総意として日山協会長名で群馬県知事、県議会議長、労働商工部長あて群馬岳連を通して提出した。肩の小屋は再建され平成 5 年 11 月 4 日に開所式が行われた。

平成 10 年 6 月に第 1 回全国山岳トイレシンポジウムが「美しい山を次世代に、環境に配慮したトイレ、尿尿処理に向けて」をテーマに山梨県で開催され、参加者一同の名で「山梨アピール」採択した。

平成 12 年（2000 年）7 月、全国駒ヶ岳サミット「山岳環境シンポジウム」が山梨県で開催される。

中高年登山者の増加と言われて久しい。生涯学習や自然を学び、自然との共生を図るとの歓迎すべき点もあるが、集団登山による登山道の裸地化、踏みはずし、トイレ問題が起因する水場の汚染といった「オーバーユース」による自然環境の破壊、高山植物の盗掘等の問題が多く発生している、問題解決へ向けて、登山者への啓蒙をはじめ、旅行業者への啓蒙活動、行政へのトイレ設置、高山植物保護条例の制定の働きかけなどの更なる活動が必要である。

平成 12 年度委員総会(7 月 8 日で開催)は「高山植物等の保護に関する条例（案）」を日山協委員会で作成し、爾後の検討資料として提示した。

また、環境庁は山小屋のトイレ問題を改善するための補助金制度（二千万円以上の改善事業につきその半額）を平成 11 年度（1999 年度）よりスタートさせた。12 年度は数ヶ所のトイレが改善される予定と報告があった。平成 13 年(2001 年)9 月にこの制度を利用し 12 年度に完成した新越山荘の完全燃焼式改善トイレの稼働状況の調査研修を行った。

この委員総会は、新しい試みとして地元委員の研修を兼ねた形での開催となった。詳細は総会報告書により報告された。

平成 13 年度委員総会で「日山協のトイレマナー、四つの約束」のアピールを採択した。また、資料「山岳トイレの改善事例集」を活用して「見たり、聞いたり、試したり報告」で日山協委員会まで連絡するよう依頼した。さらに平成 15 年 5 月に「山のトイレ見たり聞いたり試したり」の山のトイレ使用レポートを募集した。

平成 13 年(2001 年)5 月、2001 世界山岳都市会議開催記念として全国山岳トイレシンポジウム in 松本が長野県で開催され「山をきれいに、トイレをよくする松本宣言」を参加者一同の名で採択する。

平成 14 年(2002 年)9 月富山市で第 4 回「トイレシンポジウム」が開催された。

平成 15 年度委員総会で富山県の「トイレネットワークシステム」の創設等の新しい動きが紹介された。携帯トイレネットワーク（縦走者のため次の山小屋に尿尿処理を依頼する）方式で、山小屋にバイオ等の改善トイレを設置、登山道は管理が難しいので携帯トイレを利用、41 ヶ所に設置されたボックスに回収するというものである。その先駆けは、平成 12 年の利尻岳である。

平成 15 年（2003 年）6 月、委員会は「エコエネルギー利用による山小屋トイレ」として夏沢鉦泉を研修した。合併処理循環式で合併浄化槽の必要電力を自然エネルギーでまかない、浄化された水は雨水と合せ循環・再利用し、給電は風力発電と太陽光発電というものである。

平成 20 年（2008 年）2 月「山岳トイレ技術シンポジウム＝山岳トイレ技術の現状と将来」として、神奈川県で開催された。

平成 23 年(2011 年)7 月 22 日の「山はみんなの宝！全国集会」、11 月 30 日の「山はみんなの宝！全国大会」では開催に協力し、山岳トイレ問題に発する山岳自然保護に取り組んでいる。

平成 28 年(2016 年)9 月東京都で開催の自然保護委員総会(第 40 回記念山岳自然保護の集い中央大会)では総会と分科会に分けて会議が行われ、分科会の一つに「オーバーユースとトイレ問題、入山料について」がテーマとして取上げられ、直前の出席者アンケートや各都道府県委員の実態報告等をもとに、突っ込んだ意見が交わされた。重点対処法として携帯トイレの利用促進とトイレゴミ（使用済みのティッシュ）の持帰りを進めていくこととし、これを受けて自然保護常任委員会で「山のトイレゴミ」に関する啓発パンフレットを平成 29 年度 5 月に発行した。

### 3. 白神山地入山規制問題について

平成 7 年度委員総会は白神山地の入山規制について討議された。平成 5 年 12 月に世界遺産に登録されている。平成 7 年 6 月に白神山地の現地調査に入り、9 月 19 日付で日山協委員長、青森岳連会長名で意見書を提出する。10 月 21 日付で環境庁長官、林野庁長官、青森県知事あて、日山協会長名で要望書を提出する。21 日、環境庁、林野庁、文化庁が「白神山地世界遺産地域管理計画の決定について」を発表した。平成 8 年 10 月青森県山岳連盟、青森県勤労者山岳連盟、日本山岳会青森支部主催の「白神山地問題を考える登山者の集い」における討論をふまえて登山者自身が自ら規制することを申し合わせ「申し合わせ」と「要望事項」を 11 月 5 日付けで主催三者連名にて青森営林局長あて提出する。青森営林局指導普及課長より平成 9 年 6 月 30 日付けで「白神山地世界遺産地域の核心地域への入山取り扱いについて」が正式にきめられ公表されたと連絡がある。

### 4. 山岳関係諸団体との連携について

日本を代表する山岳団体（日山協・労山・都岳連・HAT-J・日本山岳ガイド協会・山はみんなの宝クラブの自然県境部門が協働）の枠組みで、活動を展開している。主な内容は次の通り。

平成 14 年（2002 年）の国際山岳年を機に組織された「山岳団体自然環境連絡会」（日山協、日本勤労者山岳連盟、日本山岳会、日本ヒマラヤ協会、東京都山岳連盟、日本ヒマラヤン・アドベンチャー・トラスト、山の ECHO）を通して他団体との協議を深め広い視野に立った自然環境保全に取り組んできた。

平成 14 年(2002 年)4 月、国際山岳年記念フォーラム「我ら皆、山の民—私たちは、なぜ山にひかれるのか」として東京都で開催され。

7 月 6 日富士山エコ・フォーラムが静岡県富士宮市、山梨県富士吉田市で開催され「富士山からのメッセージ 2002」を採択する。

平成 15 年（2003 年）4 月「国際山岳自然環境集会 2003」が東京都で開催される。4 月 8 日、パブリ



ック・フォーラム「国際山岳年・山やまの未来」、4月12日国際山岳年自然環境集会「世界の山岳自然保護を語る」が開催される。平成19年10月（2007年）松本国際自然環境会議が長野県松本市で開催され「地球温暖化」をテーマに、日本、ネパール、韓国、アメリカから「温暖化による動植物の生態系への影響」「温暖化と氷河地形の変貌」「温暖化が森林に与える影響」等の講演が行われ、UAAA総会参加の各国からも自然保護の現状について報告があった。

平成23年（2011年）1月14日には、日山協創立50周年記念事業の一環として、国際山岳自然保護大会2011in東京を開催し、IAA自然保護委員長リンダ・マクミラン女史などの講演を一般公開で開催した。また、平成26年11月には、アジア山岳連盟創立20周年記念総会の折りに山岳団体自然環境連絡会と連携して、広島市にて「アジア山岳自然フォーラム」を開催した。

山岳環境を守るため環境変化を野生鳥獣の生息の動きを通して掴み取るべく、多くの方々の参加を頂き、集約されたレポートによりアピールしている。レポートは質問に答えて頂くアンケート形式で、調査期間は2009年4月から継続している。

平成21年（2009年）6月、谷川岳周辺で行われる予定の「ツールドTANIGAWA 谷川連峰ロングトレイルランニング」について意見書を山岳団体自然環境連絡会より、みなかみ町長あて2月16日付けで提出する。大会は中止となる。全国各地で開催されている「トレイルラン」と「自然との共生」との整合は今後の検討課題となろう。なお、登山月報第481号に「各地で起きているトレイルランの各種開催への取り組みについて、賛否両論あり、常務理事の基礎調査や学習をおこなうこととする。また若年層の参加が趨勢となっており、将来性のある種目と考えられる」としている。

平成22年（2010年）7月、「山岳トイレ補助金制度廃止に対する意見書」を環境大臣へ提出し、①補助金制度は日本の山岳環境改善に大きな貢献があった②建設費の受益者負担であるべきという考えは妥当か③トイレ・登山道・道標・避難小屋等も同様に保護と利用両側面から山岳自然を考えるべき④新しい補助のあり方を追及すべき時期との4つの意見を述べた。

平成24年（2012年）3月、東電の原発事故からくる尾瀬の肩替り管理報道について「尾瀬国立公園の自然環境・生態系保全を継続的・安定的に行うための意見」を環境省へ提出し、尾瀬地域の国有化や国の主導管理の実現を訴えた。

## 5. 教育宣伝活動

自然保護指導員研修会を平成22年（2010年）11月から主催し、平成28年（2016年）で第六回となる。この間、鹿野久雄（元環境庁審議官）、涌井史郎（東京都市大学教授）、安間繁樹（農学博士）、上田信（立教大学教授）、平成27年度は森孝順氏（山のECHO理事）、平成28年度は森孝順氏（山のECHO理事）、平成29年に栗田和弥氏（東京農業大学）招き基調講演を行った。

## 1.7 指導員の役割例

- 高山植物の植生保全など「自然保護精神」の啓発や実践
- 自然環境に留意して美化清掃への協力
- ゴミ持ち帰り（テイクインテイクアウト）の実践と啓発
- 指導標識板、案内板、ケルン、山小屋等公共施設の毀損防止・保全協力・情報提供
- キャンプ場や山小屋などの公園施設の秩序ある利用の実践
- 登山中又は山小屋における火の使用及び喫煙等による火災予防
- 各種事故を未然に防ぐため、登山中における注意喚起、案内指導
- 地域の山岳連盟（協会）の自然保護活動への積極参加

指導員の手引き



ワッペン



自然保護指導員登録証



旧自然保護指導員腕章

